

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 11 | 予防接種に関する事務 基礎項目評価 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須恵町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、端末画面や印刷物などを他者の目に触れないように配置・保管し、ICカードを持った者のみに事務処理を許可するなど、厳重な管理のもと、個人情報の外部漏えい防止に努めることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須恵町長

公表日

令和4年6月29日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>予防接種法、及び新型インフルエンザ等特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、予防接種に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1. 予防接種法、及び新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、対象者に期日または期間を指定して予防接種を行う。</p> <p>2. 予防接種法、及び新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>番号法 第9条第1項 別表第一 項番10、項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠となる項) 16の2、17、18、19、115の2 (別表第二における情報提供の根拠となる項) 16の2、16の3、18、115の2</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠となる項) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (情報提供の根拠となる項) 12条の2、13条、59条の2</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康増進課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

須恵町役場 健康増進課
〒811-2193
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
電話 092-687-1530

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

須恵町役場 健康増進課
〒811-2193
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
電話 092-687-1530

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年2月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年2月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 種出時期 | 種出時期に準る説明 |
|------------|--------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和2年10月23日 | 1-5 ①部署 | 健康福祉課 | 健康増進課 | 事後 | 部署名変更のため |
| 令和2年10月23日 | 1-7 請求先 | 須恵町役場 健康福祉課 〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地 電話 092-932-1493 | 〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地 電話 092-687-1530 | 事後 | 部署名変更のため |
| 令和2年10月23日 | 1-8 連絡先 | 須恵町役場 健康福祉課 〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地 電話 092-932-1493 | 須恵町役場 健康増進課 〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地 電話 092-687-1530 | 事後 | 部署名変更のため |
| 令和2年2月2日 | 表紙 評価書名 | 予防接種法に関する事務 基礎項目評価 | 予防接種に関する事務 基礎項目評価 | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年2月2日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 須恵町は、予防接種法に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いについて、情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、端末画面や印刷物などを他者の目に触れないように配慮・保管し、ICカードを持った者のみに非接触型を許可するなど、厳重な管理のもと、個人情報の外部漏えい防止に努めることを宣言する。 | 須恵町は、予防接種に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いについて、情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、端末画面や印刷物などを他者の目に触れないように配慮・保管し、ICカードを持った者のみに非接触型を許可するなど、厳重な管理のもと、個人情報の外部漏えい防止に努めることを宣言する。 | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年2月2日 | 1-1 ①事務の名称 | 予防接種法に関する事務 | 予防接種に関する事務 | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年2月2日 | 1-1 ②事務の概要 | 予防接種法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、予防接種に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 | 予防接種法、及び新型コロナウイルス等特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、予防接種に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年2月2日 | 1-3 法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 | 番号法 第9条第1項 別表第一 項番10、項番9302 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年2月2日 | 1-4 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠となる項) 17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定まる命令(情報照会の根拠となる項) 13 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠となる項) 17、18、19、11502 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定まる命令(情報照会の根拠となる項) 13 | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年4月6日 | 1-1 ②事務の概要 | 予防接種法、及び新型コロナウイルス等特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、予防接種に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 | 予防接種法、及び新型コロナウイルス等特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、予防接種に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年4月6日 | 1-1 ③システムの名称 | 健康管理システム 中間サーバーソフトウェア | 健康管理システム 中間サーバーソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年4月6日 | 1-3 個人番号の利用法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項 別表第一 項番10、項番9302 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 | 番号法 第9条第1項 別表第一 項番10、項番9302 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年4月6日 | 1-4 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠となる項) 17、18、19、11502 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定まる命令(情報照会の根拠となる項) 13 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠となる項) 1602、17、18、19、11502 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定まる命令(情報照会の根拠となる項) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2(情報提供の根拠となる項) 12条の2、13条、59条の2 | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年12月22日 | 1-1 ②事務の概要 | 予防接種法、及び新型コロナウイルス等特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、予防接種に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 | 予防接種法、及び新型コロナウイルス等特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、予防接種に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年12月22日 | 1-3 個人番号の利用法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項 別表第一 項番10、項番9302 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) | 番号法 第9条第1項 別表第一 項番10、項番9302 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | 法改正対応のため |
| 令和2年4月22日 | 1-4 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠となる項) 1602、17、18、19、11502 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定まる命令(情報照会の根拠となる項) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2(情報提供の根拠となる項) 12条の2、13条、59条の2 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠となる項) 1602、17、18、19、11502 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定まる命令(情報照会の根拠となる項) 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2(情報提供の根拠となる項) 12条の2、13条、59条の2 | 事前 | |